

【 手術 】

352 タコシール組織接着用、ボルヒール組織接着用又はベリプラストPコンビセット組織接着用の2種以上の併算定について

《令和6年10月31日》

○ 取扱い

- ① 同一部位に対するタコシール組織接着用（肝臓外科、肺外科、心臓血管外科、産婦人科及び泌尿器外科領域における手術の場合）と、ボルヒール組織接着用又はベリプラストPコンビセット組織接着用の2種の組織接着剤の併算定は、原則として認められる。
- ② 脳外科領域の硬膜手術時に対するボルヒール組織接着用とベリプラストPコンビセット組織接着用の2種以上の組織接着剤の併算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

タコシール組織接着用シート、ボルヒール組織接着用及びベリプラストPコンビセット組織接着用は、いずれも組織の接着・閉鎖に使用される組織接着剤で、有効成分はいずれもフィブリノゲンとトロンビンであるが、タコシール組織接着用はシート状組織接着剤、ボルヒール組織接着用及びベリプラストPコンビセット組織接着用は液状組織接着剤であり、手術部位の形状等にあわせ双方の使用が有用な場合がある。

以上のことから、同一部位に対するタコシール組織接着用（肝臓外科、肺外科、心臓血管外科、産婦人科及び泌尿器外科領域における手術の場合）と、ボルヒール組織接着用又はベリプラストPコンビセット組織接着用の2種（シート状と液状）の併算定は、原則として認められると判断した。

なお、脳外科領域の硬膜手術時に対するボルヒール組織接着用とベリプラストPコンビセット組織接着用の組織接着剤の併算定は、同じ剤形の組織接着剤として重複する観点から、原則として認められない。